

令和7年度事業計画

就労定着支援事業所 Joy to Work

1. 目的

障害者総合支援法に基づき、就労移行支援等を利用し、一般就労した方の就労に伴う生活上のニーズに対応できるよう就労定着支援のサービスを提供し、就労後の定着が図れるよう、利用される方の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って個別支援計画を作成し必要な支援及びサービスの提供を適切に行う。

2. 事業所の重点目標

① 就労定着支援

就労者の就労（職場）定着が図れるように、就労先及び GH、ご家族と連携を強化し生活上・仕事上のニーズや課題の把握に努め、それらの課題に対して職場とご本人が意思疎通できる場を設けられるように支援を行い、就労定着を図る。

② 個別支援計画の作成及び支援の提供

利用者の方の障がい程度や心身の状況、特性を考慮すると共に、ご本人様やご家族様のニーズや意向を汲み取り、ご本人の意思決定に寄り添った個別支援プログラムを作成し、より質の高い支援とサービスの提供を行う。

③ 職場訪問及びケア会の実施

職場訪問を行うと共に、定期的に関係機関を交えてのケア会を実施して、情報共有を行い就労定着支援に取り組んでいく。

④ 苦情処理解決・第三者評価

福祉サービス第三者評価システム・苦情処理解決システムの導入を行うことにより、当該施設の具体的な現状の把握、課題の改善に努めながら利用者本位の良質なサービス提供が出来るよう、サービスの質の向上に努める。

⑤ 情報公開の充実

ホームページや広報誌の質の向上に努めると共に、積極的に SNS を活用した情報公開を行い透明性の担保を図り、第三者から信用を得る事業所運営に努める。

⑥ 利用者に対する虐待防止対策

障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し職員の資質向上を図ると共に、当該事業所においては、虐待防止会議で虐待・身体拘束に関わる検証、検討を行いつつ外部の研修会にも積極的（年に1回以上）に参加して利用者の方の権利利益の擁護を図る。

⑦ 他の機関との連携

障害者就業・生活支援センター・医療機関・社会福祉協議会などの関係各機関との連携を図り、利用者の就労定着に向けたフォローアップ体制の幅を広げていく。

3. 支援内容

◇就労定着支援（期間：3年間）

月1回以上、利用者との対面等支援の中で、相談に応じて仕事面や生活面の課題を把握するとともに、職場訪問を行い、就労先での仕事の状況の把握を行う。課題解決の際には、職場の担当者、ご本人が意思疎通できる場の提供を行い、必要に応じて各関係機関との連携を図り、課題解決に向けて必要となる支援を提供する。

① 就労定着支援記録票の記載及び課題

職場等で話し合った内容や課題について就労定着支援記録票に記載し、課題等を明確にし課題に対して支援を行っていく。また、就労定着支援計画書を職場等に提示して支援の統一に繋げる。

② 職場訪問の実施

月に1回以上は職場訪問を行いつつ、対面支援を実施する。また、必要に応じて訪問する回数を増やしていく。

③ 連絡及び情報把握

職場訪問に限らず、定期的に職場に電話連絡を入れて情報把握に努める。緊急性を要する事案・課題があれば速やかに職場訪問を行い、事案・課題解決に向けて取り組む。

④ 職場に対しての提言及び助言

職場からの要望に対して、提案や助言を行っていく。また、職場内での環境及びツールの作成についても利用者の特性に応じて企業と協力して行っていく。

⑤ 職場、ご家庭、各関係機関の連絡調整

職場、ご家庭、各関係機関との連携を円滑に進める為に、連絡調整を行いつつ必要に応じて情報交換を行っていく。

⑥ 自宅等訪問

就労定着支援員がGH等の自宅訪問を行い、生活状況把握し、課題に対して助言を行い、生活リズムの確立を図っていく。

⑦ 連絡及び情報把握

GH及び自宅の訪問日以外にも、定期的に電話連絡を入れて状況把握を行い、急性があるようであれば、速やかに訪問等により情報収集を行っていく。

⑧ 相談及び助言

GH等の自宅訪問を行い、生活面、仕事面での課題に対して相談及び助言を行っていく。

4. 従事者の努力目標

- ① 法令等の情報を収集し、職場・利用者・ご家族に最新の情報提供をしていく。
- ② 虐待防止法、差別解消法施行に伴い倫理綱領・従業者行動基準を遵守すると共に自己への振り返りに努め、資質の向上を図る。
- ③ キャリアパスプログラムに基づいて、専門職として資質の向上と、協調の精神と和（チームワーク）を大切にする。
- ④ ご本人・ご家族・企業及び各関係機関との信頼関係の構築を図る。

- ⑤ 従事者間の連携を密にし、実施するサービスの質の充実を図ると共にご本人が職場に定着できるように努める。
- ⑥ 法人他事業所相互の交換研修を実施し、障がい者への理解を深め支援技術の向上を図る。
- ⑦ 利用者の方のプライバシーを尊重し、個人情報漏洩防止や権利擁護に努める。
- ⑧ 利用者様の生命を守る為に、感染症対策指針に則り、適切な感染症対策を継続して取り組み従業員が感染症の要因を持ち込まないように努める。